

府中市医師会訪問看護サービス重要事項説明書

1 事業者

事業者名 府中市医師会訪問看護ステーション
指定番号 1367192131
代表者名 一般社団法人 府中市医師会
会長 小林 哲也
所在地 東京都 府中市 府中町 2-25-17
電話番号 042-351-0053

2 職員体制（職種及び人員）

管理者 1名
看護師 2名
理学療法士 1名
事務職 1名

3 通常の事業実施地域

府中市内全域

4 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

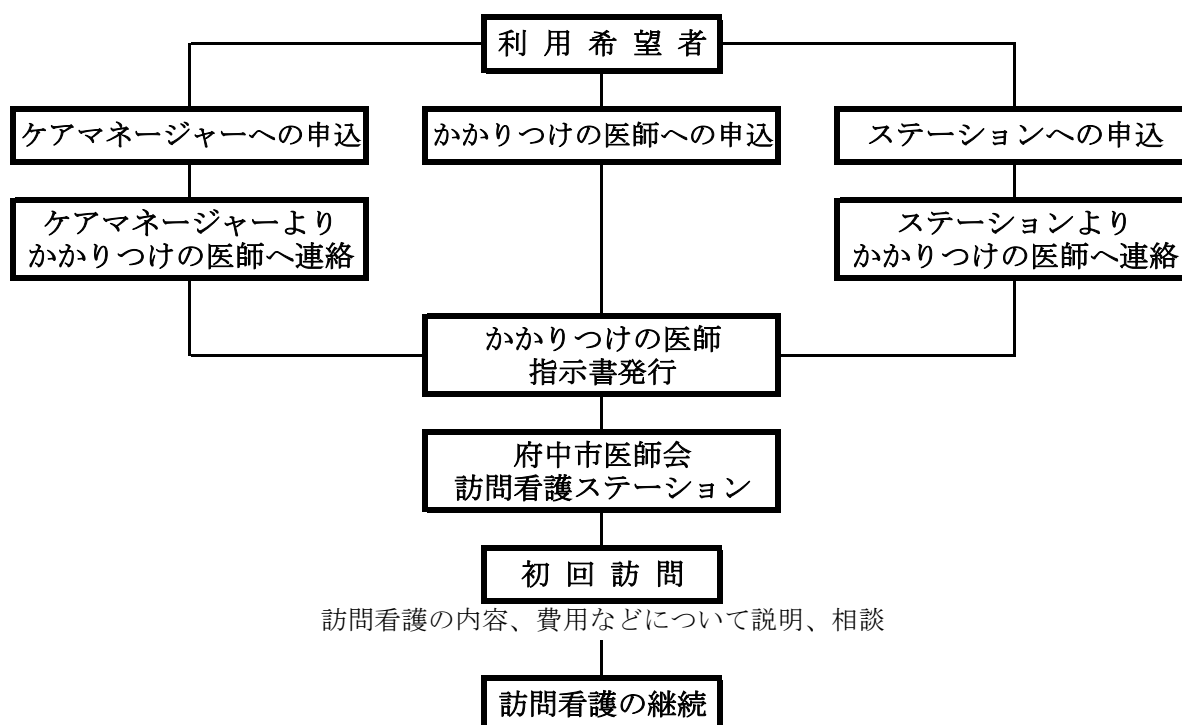
(1) 営業日は、月曜日から金曜日とします。

土曜日、日曜日及び祝祭日、12月29日から1月4日までの年末年始は休業日とします。
ただし、特別の需要がある場合はこの限りではありません。

(2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとします。

ただし、特別の需要がある場合はこの限りではありません。

5 訪問看護サービスの申し込みからサービス提供までの流れ



6 サービス内容

サービスの内容は次のとおりとします。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等の清潔保持
- (3) 床ずれの予防と処置
- (4) カテーテル等の管理
- (5) リハビリテーションの指導、実施
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) ターミナルケア、認知症患者の指導
- (8) 介護保険制度、福祉制度のお手伝い（介護保険サービス、福祉サービス等の相談、紹介、在宅ケアに関する諸サービスの情報提供）
- (9) その他、医師の指示による医療処置

7 サービス利用料

利用料一覧に定めるとおりとします。ただし、医療保険、介護保険等関係法令に改正があった場合は、利用料の見直しを行うものとします。

8 相談窓口及び苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

- | | | |
|----------------------|-------|-------------------------|
| (1) 府中市医師会訪問看護ステーション | 電話番号 | 0 4 2 - 3 5 1 - 0 0 5 3 |
| | F A X | 0 4 2 - 3 5 1 - 0 0 5 4 |
| (2) 府中市福祉保健部高齢者福祉課 | 電話番号 | 0 4 2 - 3 3 5 - 4 0 3 1 |
| | F A X | 0 4 2 - 3 3 5 - 2 6 5 4 |
| (3) 東京都国民健康保険団体連合会 | 電話番号 | 0 3 - 6 2 3 8 - 0 1 7 3 |
| 介護相談指導課 | F A X | 0 3 - 6 2 3 8 - 0 0 9 1 |

9 事故発生時の対応

- (1) 最善の処置
指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、迅速かつ適切な対応により可能な限りの緊急処置を行います。
- (2) 利用者及び家族への説明
速やかに利用者及び家族に誠意をもって説明し、関係機関への連絡等必要な措置を講じます。
- (3) 事故及び補償
国の個人情報保護の法律に基づき処理にあたります。

10 苦情解決の方法

- (1) 苦情の受理
利用者からの苦情は、面接・電話・文書などにより、管理者が随時受付します。
- (2) 苦情の報告・確認・解決
利用者からの苦情は、府中市医師会訪問看護ステーション運営委員会に上程し、助言・指導のもと解決案の調整や改善事項などについて、必要な措置を講じるものとします。

11 緊急時の対応

病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、府中市医師会訪問看護ステーションまでご連絡ください。

電話番号 0 4 2 - 3 5 1 - 0 0 5 3

※利用者様のご希望により、24時間緊急対応体制を実施しております。

24時間緊急対応体制は看護師による訪問看護利用者様に行います。

12 悪天候時等の訪問

- (1) 医師会の方針により、悪天候等で訪問車両使用に危険を伴う場合は、公共交通機関又は、タクシーで訪問させていただきます。
- (2) 利用者様の状態が安定されている場合は、振り替え訪問又は、訪問中止で対応させていただきます。

13 個人情報保護の取り扱いについて

本ステーションでは、利用者みなさまに安心して訪問看護サービスを受けていただくために、安全なサービスをご提供するとともに、利用者みなさまの個人情報の取り扱いにも万全の体制で取り組んでいます。

(1) 個人情報の利用目的について

本ステーションでは、利用者みなさまの個人情報を下記の目的で利用させていただくことがございます。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて利用者みなさまからの同意をいただくこととしておりますのでご安心ください。

● 訪問看護サービスの提供

- ・ 本ステーションでの訪問看護サービスの提供
- ・ 病院、診療所、薬局、他の訪問看護ステーション、居宅介護サービス事業者、居宅介護支援事業者等との連携
- ・ 居宅介護支援事業所等からの照会への回答
- ・ その他、利用者様への訪問看護提供に関する利用
- ・ 家族等への心身の状況説明

● 訪問看護療養費、介護給付費請求のための事務

- ・ 本ステーションでの医療・介護保険、公費負担医療に関する事務及びその委託
- ・ 審査支払基金へのレセプト提出
- ・ 審査支払基金または保険者からの照会への回答
- ・ その他、医療・介護保険、および、公費負担医療に関する訪問看護療養費介護給付費請求のための利用

● 本ステーションの管理運営業務

- ・ 会計・経理
- ・ 事故等の報告
- ・ 訪問看護サービスの向上
- ・ その他、本ステーションの管理、運営業務に関する利用

● 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談、または、届出等

● 訪問看護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

● 本ステーションにおいて行われる学生の実習への協力

● 看護及びケアマネジメントの質の向上を目的とした本ステーションでの事例研究

● 外部監査機関への情報提供

(2) 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

本ステーションでは、利用者みなさまの個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても「個人情報保護に関する法律」の規定にしたがって進めております。

(3) お問い合わせ先

手続きの詳細のほかご不明な点については、下記までお気軽にお尋ねください。

相談窓口	管理者	吉田 ゆかり
	TEL	042-351-0053
	FAX	042-351-0054

14 虐待防止について

府中市医師会訪問看護ステーションは、利用者の人権の尊厳・擁護を目的とし、虐待防止法に基づき、当ステーション内に虐待防止のための委員会・責任者を設置するなど、必要な体制を整備するとともに、従業者に対し、啓発・普及するための研修を実施。予防・早期発見に努めます。

- (1) 事業者は利用者の必要な状況があれば、成年後見制度支援を行います。
- (2) 当該事業者従業者または養護者（養護している家族・親族・同居人）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報いたします。
- (3) 虐待の防止するための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 当ステーションの虐待防止のための責任者は、管理者 吉田 ゆかり です。

15 感染症対策について

事業所・利用者宅において、感染症が発生した場合、事業所内での蔓延・他の利用者への感染を予防するために、次の対策を講じます。

- (1) 当ステーションの職員の清潔保持および健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備・備品など、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業者における感染症の予防・蔓延防止のための委員会を年2回開催し、結果を従業員に周知徹底します。
- (4) 事業者に対し感染予防・蔓延防止のための研修を年2回開催し知識・技術の向上に努めます。

16 ハラスメントについて

サービス利用契約中に、ご利用者・家族が当ステーションの従業者にハラスメントと思われる行為を行った場合はサービス提供を中止し、状況の改善や理解が得られない場合は契約を解除する場合があります。

17 職員へのお心遣いに対して

当ステーションでは、ご利用者様・ご家族様からの職員へのお心遣い（お茶・お菓子など）を遠慮させていただいております。

18 看護学生の実習について

当ステーションでは、看護学生の実習の受け入れをしています。看護師と同行訪問することがございます。後進の育成のため皆様のご理解とご協力をお願いいたします。